



栃木県公報

令和2(2020)年
3月13日(金)
第87号

目次

告 示

○予定保安林	203
○地籍調査事業計画の決定	204
○道路の区域の変更	204
○道路の供用開始	205
○栃木県開発許可等審査基準の一部改正	205
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	213

公 告

○県営土地改良事業の特別減歩の指定	213
○開発行為の工事完了	214
○聴聞の実施	214
○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更	215

人事委員会

○職員の任用に関する規則の一部改正	215
-------------------	-----

公安委員会

○栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正	216
----------------------	-----

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)	222
○入札公告	224

告 示

栃木県告示第132号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2(2020)年3月13日

栃木県知事 福田 富一

I

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市久野字矢ノ沢越路1554、1556から1559まで、1560-1、深程字大ハチケ入1862-1から1862-4まで、字小ハチケ入1863-2、1863-3、字瀬ノ入1864、1865、字不動沢1866-1、字鳥越路1867、字滝ノ入1868から1871まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

日光市足尾町字横根5830から5835まで、5842、5863から5865まで、5873、5874

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第133号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和元(2019)年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

令和2(2020)年3月13日

栃木県知事 福田 富一

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
宇都宮市	宇都宮市のうち東岡本及び中岡本II地区	令和2(2020)年2月28日から 令和3(2021)年3月31日まで
大田原市	大田原市のうち前田I地区	
那須烏山市	那須烏山市のうち中央III地区	
上三川町	上三川町のうち西汗VI地区	
益子町	益子町のうち山本X、山本XI、山本XII、山本XIII及び前沢I地区	
茂木町	茂木町のうち黒田I地区	
市貝町	市貝町のうち赤羽I及び赤羽II地区	
那珂川町	那珂川町のうち大内VIII及び大那地I地区	

(農村振興課)

栃木県告示第134号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年3月13日から同年4月13日まで

一般の縦覧に供する。

令和2（2020）年3月13日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 461号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	日光市芹沼字南沢892-1 から 日光市芹沼字南沢892-2 まで	15.2 ~ 15.5	58.6	
	後	日光市芹沼字南沢892-1 から 日光市芹沼字南沢892-2 まで	15.5 ~ 15.5	58.6	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮今市線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
70	前	日光市千本木791-35から 日光市千本木791-35まで	5.3 ~ 6.2	70.0	
	後A	日光市千本木791-35から 日光市千本木791-35まで	5.3 ~ 6.2	70.0	
	後B	日光市千本木791-35から 日光市千本木791-35まで	5.0 ~ 6.2	74.4	

栃木県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2（2020）年3月13日から同年4月13日まで一般の縦覧に供する。

令和2（2020）年3月13日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道461号	日光市芹沼字南沢892-1 から 日光市芹沼字南沢892-2 まで	令和2（2020）年 3月13日

（道路保全課）

栃木県告示第136号

栃木県開発許可等審査基準（平成9年栃木県告示第380号）の一部を次のように改正する。

令和2（2020）年3月13日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(法第41条第2項ただし書の許可)

第9条 法第41条第2項ただし書の許可は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の建築物の建蔽率等の制限の例外の運用に準じて行うものとする。

(開発区域が接する道路の幅員)

第14条 略

2 略

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、所定幅員に満たない部分について拡幅することが著しく困難な場合であって、交通安全上の対策が施されているときは、拡幅することが著しく困難である部分が橋りょう、トンネル、踏切等については当該部分の幅員が所定幅員の9割以上確保されている場合に限り、当該道路の所定幅員を満たすものとみなす。

4 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為で開発区域の面積が1ha未満のものにあつては、第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に該当する場合に限り、当該道路の所定幅員を満たすものとみなす。

(1)~(3) 略

(浸透施設の設置)

第27条 略

2 浸透施設に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。

(1)~(4) 略

(5)・(6) 略

第31条 略

(災害危険区域等)

第31条の2 法第33条第1項第8号ただし書の規定を適用できるのは、対策工事等により同号に規定する区域の指定が解除される見込みがある場合とする。

(緩衝帯の配置)

第32条 令第28条の3に規定する騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがある予定建築物等の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為には、開発許可の申請時において、工場立地法(昭和34年法律第24号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)その他の法令に基づく環境の保全のための規

(法第41条第2項ただし書の許可)

第9条 法第41条第2項ただし書の許可は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の建築物の建ぺい率等の制限の例外の運用に準じて行うものとする。

(開発区域が接する道路の幅員)

第14条 略

2 略

3 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為で開発区域の面積が1ha未満のものにあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に該当する場合に限り、当該道路の所定幅員を満たすものとみなす。

(1)~(3) 略

(浸透施設の設置)

第27条 略

2 浸透施設に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。

(1)~(4) 略

(5) 浸透施設は、原則として無蓋とすること。

(6)・(7) 略

第31条 略

(緩衝帯の配置)

第32条

制に準拠した対策が開発区域において講じられる場合は、含まないものとすることができるものとする。

2 令第28条の3ただし書の規定は、次の各号に掲げる場合に適用するものとする。

- (1) 幅員の減少 公園、緑地、河川、池、沼、植樹のされた道路 又は法面（上りの法面に限る。）に隣接する場合
- (2) 配置の免除 騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがある敷地に隣接する場合

(緩衝帯の境界の明示)

第34条 緩衝帯は、境界に縁石を設置し、又は境界杭を打設する等によりその区域を明確にするものとする。

① 令第28条の3ただし書の規定は、次の各号に掲げる場合に適用するものとする。

- (1) 幅員の減少 公園、緑地、河川、池、沼、植樹のされた大規模な街路又は法面（上りの法面に限る。）に隣接する場合
- (2) 配置の免除 用途が類似の敷地に隣接し、かつ、相互に騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認められる場合

(緩衝帯の技術的細目)

第34条 緩衝帯に関する技術的細目は、次のとおりとする。

- (1) 緩衝帯には、原則として中高木の常緑樹を植栽すること。
- (2) 植栽は、緩衝の機能を果たすのに適切な間隔及び配置であること。
- (3) 緩衝帯は、境界に縁石を設置し、又は境界杭を打設する等によりその区域を明確にすること。

別表第1から別表第2までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

用途	建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物の用途	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の施術所	ガンリンスタン	自動車修理工場(ただし、主として自動車の販売展示を行うものを除く。)	農林漁業団地事務所及び農林漁業生活改善施設	公共施設	
						小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園	診療所及び助産所
位置	50戸以上の建築物が連たんしている集落内の土地であること。	次のいずれかに該当するものであること。 (1) 50戸以上の建築物が連たんしている集落内の土地であること。 (2) 開発区域を含んだ3ha内に、主たる建築物が20戸以上存していること。 (3) 開発区域の全部が、市街化区域と市街化調整区域の境界線から、1km以内の区域内にあること。					
敷	500㎡以下。ただし、駐車場の確保等に必要と認められる場合は、1,000㎡を上限とする。						
地	前面道路に開発区域の6分の1以上、又は10m以上接していること。						
建築物	200㎡以下						
道路	袋路状の道路は除く。						

注1) 「連たん」とは、建築物の敷地間隔が50m以内(1か所に限り60m以内でも可。)にあることをもって判断する。

注2) 建築基準法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物については、その用途のみを対象とするものであり、同号に規定する建築物の床面積、作業場の床面積及び原動機の出力は適用しないものとする。

注3) 「ガンリンスタン」とは、車輛に揮発油、軽油、液化ガス又は水素等の燃料を給油補填等するための施設をいう。

注4) 農林漁業団地事務所については、小規模な支所、出張所等に限る。

注5) 「小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園をいう。

注6) 「社会福祉施設等」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業の用に供する施設、社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法(平成7年法律第86号)による更生保護事業の用に供する施設をいう。

注7) 「診療所及び助産所」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設をいう。

注8) 対象建築物には、住宅(公共公益施設に併設されるもので知事が別に定めるものを除く。)を併設できないものとする。

別表第1の2(第6条の2関係)

用途	観光資源の利用のため直接必要な施設、観光価値を維持するため必要な施設、宿泊施設又は休憩施設その他これらに類する施設
位置	観光資源の利用形態、観光資源までの距離等からみて観光客の利用が見込まれ、原則として観光資源の所在地を含む市町村の区域内の町又は大字の区域内にある土地であること。
敷	500㎡以下。駐車場の確保等特に必要と認められる場合にあつては、1,000㎡を上限とする。 ただし、市町村の観光振興計画等において観光資源と位置付けられている建築物の宿泊施設等への用途変更の場合は、この限りでない。
地	前面道路に開発区域の6分の1以上又は10m以上接していること。
建築物	200㎡以下。 ただし、市町村の観光振興計画等において観光資源と位置付けられている建築物の宿泊施設等への用途変更の場合は、この限りでない。
道路	袋路状の道路は除く。

注) 対象建築物には、住宅(宿泊施設に併設されるもので知事が別に定めるものを除く。)を併設できないものとする。

別表第2(第7条関係)

項 目	休 憩 所		ガソリンスタンド
	ド ラ イ ブ イ ン	コンビニエンスストア	
定 義	自動車運転者及び同乗者に飲食物(主としてアルコール飲料を提供する施設を除く。)を提供し、休憩させるための飲食店	主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売りする小規模な店舗(延床面積200㎡以下)で、原則として年中無休で24時間営業を行うもの	車輛に揮発油、軽油、液化ガス又は水素等の燃料を給油補填等するための施設
位 置	道 路	開発区域は、車道幅員が6メートル以上の国道、県道又は市町村道と接していること(この場合の車道とは、車道、副道及び停車帯(乗合自動車停車帯を除く。))。	
	集 落 要 件	————	50戸以上の建築物が連たんしている集落内の土地であること。
敷 地	規 模	1,000㎡以上5,000㎡以下	500㎡以上2,500㎡(開発区域が車道幅員9メートル以上の国道、県道又は市町村道と接している場合には、5,000㎡)以下
	形 状	前面道路に12m以上接していること。	
土 地	建 築 物	1 当該施設の管理の用に供する部分の面積は、施設の維持管理上必要最小限の規模とすること。 2 次に掲げる目的のスペースを含まないこと。 (1) 住宅 (2) 宿泊施設 (3) 遊戯・娯楽施設 (4) 物品販売施設(コンビニエンスストアを除く。)	
		客席は主として明るく開放的なものとし、20席以上を確保していること。	運転者等が常時利用することができる便所を設置すること。
利 用	駐 車 場	開発区域内に、客席2につき1台以上の駐車スペースを確保すること。	1 運転者等が駐車して休憩でき、かつ大型車が駐車できる十分なスペースを確保すること。 2 騒音等周辺の環境等に十分配慮された設計であること。
	そ の 他	開発区域内外の交通安全に十分に配慮した土地利用であること。	

注) 「連たん」とは、建築物の敷地間隔が50m以内(1か所に限り60m以内でも可。)にあることをもって判断する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第6条関係)

法第34条第1号該当の建築物に関する計画書

申請人		住所氏名		予定建築物(用途)		(3) 営業(事業)計画	
位置		集落状況		※位置図に連たん状況等を記入すること。		イ 営業(事業)内容	
敷地		周辺道路		道路幅員		ロ 取引先 ※仕入先の商品納入証明書等を添付すること。	
敷地		所在		地目		ハ 営業(事業)区域及び対象顧客層等	
敷地		面積		㎡、(実測)		ニ 営業(事業)収支計画(年間予想売上高、営業利益等)	
敷地		前面道路に接する幅員		m(敷地の周長)		ホ 従業者数 人(うち常勤者 人、パート 人)	
敷地		※敷地の周長は、幅員10m未満の場合のみ記入すること。		m		※法人の場合は、登記事項証明書及び定款等の写しを添付すること。	
建築物		構造		延べ床面積		営業(事業)上必要とする資格名	
建築物		延べ床面積		㎡、(うち作業場の延べ床面積)		有資格者名	
土地・建築物の所有状況		土地		自己所有・借地(契約期間 年 月～ 年 月まで(年 月))		営業(事業)上必要とする資格名	
土地・建築物の所有状況		借地		所有者の住所氏名		申請人との関係	
土地・建築物の所有状況		借家		自己所有・借家(契約期間 年 月～ 年 月まで(年 月))		資格	
土地・建築物の所有状況		所有者の住所氏名		※契約書等の写しを添付すること。		その他	
土地・建築物の所有状況		所有者の住所氏名		※契約書等の写しを添付すること。		上記のとおり相違ありません。	
事業計画		(1) 付近の状況説明及び当該市街化調整区域に店舗等を必要とする理由				年 月 日	
事業計画		(2) 造成及び店舗等の建築・開店に伴う資金計画				申請人氏名	
事業計画		土地造成費		自己資金		印	
事業計画		建築費(内訳)		千円			
事業計画		千円		千円			
事業計画		その他計		千円			
事業計画		千円		千円			
事業計画		※預金残高証明書、融資証明書等を添付すること。					

附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この基準の適用の際現に申請がなされているものについては、なお従前の例による。
(改正後の基準の写しを栃木県県土整備部都市計画課、宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所、大田原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第137号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、栃木藤岡バイパス下皆川・富田土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和2(2020)年3月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 組合の名称 栃木藤岡バイパス下皆川・富田土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成19(2007)年9月25日から令和3(2021)年3月31日まで
- 3 施行地区 栃木市大平町下皆川字上寺前、字壺町田、字蔵前、字下田、字長橋及び字川谷の各一部
栃木市大平町富田字芋内、字星ノ宮及び字石川の各一部
- 4 事務所の所在地 栃木市万町9番25号
- 5 設立認可の年月日 平成19(2007)年9月18日
- 6 変更の内容 設計の概要の変更及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 令和2(2020)年3月3日

(都市計画課)

公 告

○県営土地改良事業の特別減歩の指定

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営中山間高原(倉掛)地区土地改良(区画整理)事業において、次の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

令和2(2020)年3月13日

栃木県知事 福田 富一

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²	特に減じる地積m ²	摘要
矢板市	倉掛	細田	23	田	田	763	760	
〃	〃	〃	24	〃	〃	773	770	
〃	〃	〃	60	〃	〃	340	190	
〃	〃	高山下	81	〃	〃	1,570	284	
〃	高塩	細田境	647	〃	〃	671	368	
〃	倉掛	細田	69	〃	〃	833	830	
〃	〃	高山下	84	〃	〃	363	360	
〃	〃	細田	63	〃	〃	647	640	
〃	〃	〃	62	〃	〃	538	530	
〃	〃	〃	19	〃	〃	1,299	488	
〃	〃	高山下	91	〃	〃	142	140	

矢板市	倉掛	高山下	94	田	田	2,006	2,000	
〃	〃	細田	5	〃	〃	198	190	
〃	〃	〃	29	〃	〃	1,454	1,450	
〃	〃	〃	6	〃	〃	998	57	
〃	〃	三斗蒔	145	〃	〃	132	130	
〃	〃	高山下	99	〃	〃	1,957	1,272	
〃	〃	細田	11	〃	〃	82	80	
〃	〃	〃	68	〃	〃	806	800	
〃	〃	〃	10	〃	〃	899	628	
〃	〃	高山下	101	〃	〃	2,185	2,048	
〃	高塩	立沢	376	〃	〃	195	190	
〃	〃	〃	382	〃	〃	1,543	500	
〃	倉掛	細田	40	〃	〃	869	860	
〃	〃	高山下	83	〃	〃	1,778	1,159	
〃	〃	岩ノ鼻	109	〃	〃	571	323	
〃	高塩	立沢	356	〃	〃	758	137	

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 2 (2020) 年 3 月 13 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下都賀郡野木町大字佐川野字上高谷1632番24、1632番37	小山市暁1丁目6番10号Matsuya E 202	館 野 克 巳
さくら市氏家字北野3439番1、3440番1、3246番2、字大野3247番2、3247番4、3252番64の一部、3252番64地先 (開発行為に関する工事) さくら市氏家字北野3440番1地先、字大野3252番4の一部、3247番4地先	さくら市氏家2895番地2	株式会社エイシン

(都市計画課)

○聴聞の実施

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により聴聞を行うので、同条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 2 (2020) 年 3 月 13 日

栃木県知事 福 田 富 一

聴聞の期日	聴聞の場所	聴聞される者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
令和2(2020)年3月24日 午後1時30分から	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁研修館205研修室	栃木県宇都宮市東宿郷5丁目3番4号 栃木セキスイハイム株式会社 代表取締役 廣澤 英次
令和2(2020)年3月24日 午後1時45分から	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁研修館205研修室	栃木県宇都宮市平出町3523番地1 SCビル201 サクラクリエーション株式会社 代表取締役 松石 秀和

(住宅課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和2(2020)年3月13日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
令和2(2020)年 3月1日	(廃止)	那須塩原市住吉町6-30	栃木県行政書士会

(会計局会計管理課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十三日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(平成二十八年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第二(第八条関係)			別表第二(第八条関係)		
採用試験の種類	区分試験	受験資格	採用試験の種類	区分試験	受験資格
略			略		
	略	略		略	略
					次に掲げる者であつて、情報処理技術者試験(基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験、ITパスポート試験及び初級システムアドミニストラータ試験

<p>警察官 (特別区 分)採用 試験</p>	<p>官捜査サイ 犯罪バ ーサイ</p> <p>試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十三歳未満の者であつて、情報処理技術者試験(情報セキュリティマネジメント試験、ITパスポート試験及び初級システムアドミニストレータ試験を除く。)又は情報処理安全確保支援士試験に合格したもの</p>
<p>警察官 (特別区 分)採用 試験</p>	<p>官捜査サイ 犯罪バ ーサイ</p> <p>を除外。)又は情報処理安全確保支援士試験に合格したものの</p> <p>一 試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十三歳未満の者</p> <p>二 試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 大学を卒業した者及び試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 規 則 令

栃木県公安委員会規則第一号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十三日

栃木県公安委員会委員長 蓬田勝美

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程(昭和二十九年栃木県公安委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部長及び課長の専決事項)</p> <p>第三条 警察本部の警務部長は別表第二、生活安全部長は別表第三、刑事部長は別表第四、交通部長は別表第五、課長は別表第六、総務課長は別表第七、県民広報相談課長は別表第八、会計課長は別表第九、生活安全企画課長は別表第十、少年課長は別表第十一、組織犯罪対策第一課長は別表第十二、交通企画課長は別表第十三、交通指導課長は別表第十四、交通規制課長は別表第十五、運転免許管理課長は別表第十六に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(警察署長の専決事項)</p>	<p>(部長及び課長の専決事項)</p> <p>第三条 警察本部の生活安全部長は別表第二、刑事部長は別表第三、交通部長は別表第四、課長は別表第五、総務課長は別表第六、会計課長は別表第七、生活安全企画課長は別表第八、少年課長は別表第九、組織犯罪対策第一課長は別表第十二、交通企画課長は別表第十一、交通指導課長は別表第十三、交通規制課長は別表第十四に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(警察署長の専決事項)</p>

第四条 警察署長は、別表第十七に掲げる事務を専決することができる。

(報告)

第六条 前四条により処理した事務のうち、別表第一から別表第十七までの各表中公安委員会への報告欄に「要」の記載があるものについては、警察本部長は事後速やかに公安委員会に報告しなければならない。

別表第一 (第二条、第六条関係) 警察本部長専決事項

事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
一 略	
二 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第十条第一項の規定による犯罪被害者等給付金の支給裁定申請の受理	要
三 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第二十三条第五項の規定による犯罪被害者等早期援助団体に対する改善命令	要
四 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成十四年国家公安委員会規則第一号)第三条第二項の規定による犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等、事業規程又は情報管理規程の変更の承認	要
五 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第十一条の規定による検事正その他関係する機関からの意見の聴取	要
六 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号)第九条第一項の規定による国外犯罪被害者慰金等の支給裁定申請の受理	要
七~二十四 略	
二十五 放射性同位元素等の規制に関する法律	

第四条 警察署長は、別表第十五に掲げる事務を専決することができる。

(報告)

第六条 前四条により処理した事務のうち、別表第一から別表第十五までの各表中公安委員会への報告欄に「要」の記載があるものについては、警察本部長は事後速やかに公安委員会に報告しなければならない。

別表第一 (第二条、第六条関係) 警察本部長専決事項

事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
一 略	
二~十九 略	
二十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	

(昭和三十二年法律第百六十七号)第四十三條の二第一項の規定による使用者等に対する立入検査

要

二十六～五十二 略

(昭和三十二年法律第百六十七号)第四十三條の二第一項の規定による使用者等に対する立入検査

要

二十一～四十七 略

別表第二(第三條、第六條關係)警務部長専決事項

事務内容及び根拠(關係)規定	公安委員会への報告
一 犯罪被害者等早期援助団体に關する規則第一條第一項の規定による犯罪被害者等早期援助団体の指定申請書の受理	
二 犯罪被害者等早期援助団体に關する規則第二條の規定による犯罪被害者等早期援助団体の指定の公示	
三 犯罪被害者等早期援助団体に關する規則第三條第一項及び第三項の規定による名称等の変更の届出書の受理及びその公示	
四 犯罪被害者等早期援助団体に關する規則第三條第四項の規定による変更後の内容に係る書類の受理	
五 犯罪被害者等早期援助団体に關する規則第八條第一項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理	
六 犯罪被害者等早期援助団体に關する規則第八條第二項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理	
七 犯罪被害者等早期援助団体に關する規則第八條第三項の規定による財政の状況等に関する報告の要求又は資料の提出の要求	
八 犯罪被害者等早期援助団体に關する規則第九條の規定による役員、犯罪被害相談員等又は援助事業に従事する職員の解任の勧告	要
九 犯罪被害者等早期援助団体に關する規則第十條第一項の規定	

による廃止の届出書の受理	
十 犯罪被害者等早期援助団体に 関する規則第十条第二項の規定 による指定の取消しの申請書の 受理	
十一 犯罪被害者等早期援助団 体に関する規則第十二条の規定に よる犯罪被害者等早期援助団 体の指定の取消しの公示	

別表第三（第三条、第六条関係）生活安全部長専決事項

事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会 への報告
一～百六 略	
百七 放射性同位元素等の規制に 関する法律 第 十八条第五項（同法第二十五条 の五の規定により読み替えて適 用する場合を含む。）及び放射 性同位元素等の規制に関する法 律施行令（昭 和三十五年政令第二百五十九 号）第十七条 並びに放射性同位 元素等の運搬の届出等に関する 内閣府令（昭和五十六年総理府 令第三十号）第二条の規定によ る放射性同位元素等運搬届出及 び記載事項変更の届出の処理	要
百八 放射性同位元素等の規制に 関する法律 第 十八条第六項（同法第二十五条 の五の規定により読み替えて適 用する場合を含む。）及び放射 性同位元素等の運搬の届出等に 関する内閣府令第三条の規定に よる放射性同位元素等の運搬に 対する指示	
百九 放射性同位元素等の規制に 関する法律施行令 第十八条に規定する措置	
百十 放射性同位元素等の規制に 関する法律 第 三十一条の二の規定による放射	

別表第二（第三条、第六条関係）生活安全部長専決事項

事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会 への報告
一～百六 略	
百七 放射性同位元素等による放 射線障害の防止に関する法律第 十八条第五項 及び放射 性同位元素等による放射線障害 の防止に関する法律施行令（昭 和三十五年政令第二百五十九 号）第十七条において準用する 同令第十六条並びに放射性同位 元素等の運搬の届出等に関する 内閣府令（昭和五十六年総理府 令第三十号）第二条の規定によ る放射性同位元素等運搬届出及 び記載事項変更の届出の処理	要
百八 放射性同位元素等による放 射線障害の防止に関する法律第 十八条第六項 及び放射 性同位元素等の運搬の届出等に 関する内閣府令第三条の規定に よる放射性同位元素等の運搬に 対する指示	
百九 放射性同位元素等による放 射線障害の防止に関する法律施 行令第十八条に規定する措置	
百十 放射性同位元素等による放 射線障害の防止に関する法律第 三十一条の二の規定による放射	

性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令第五条第三項に規定する報告書の受理	
百十一 放射性同位元素等の規制に関する法律 第四十二条第一項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令第六条の規定による報告の徴収	
百十二～百二十三 略	

別表第四、別表第七 略

別表第八(第三条、第六条関係) 県民広報相談課長
専決事項

事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
一 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十三条第一項の規定による申請者その他の関係人に対する報告の要求、文書その他の物件の提出の要求、出頭命令又は受診の要求	
二 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十三条第二項の規定による公務所等への照会	
三 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和五十五年国家公安委員会規則第六号)第十九条第一項の規定による損害賠償を受けた旨の届出の受理	
四 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第二十条第一項の規定による処分通知	
五 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第二十条第二項の規定による犯罪被害者等給付金支払請求書又は仮給付金支払請求書の交付	
六 犯罪被害者等給付金の支給等	

性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令第五条第三項に規定する報告書の受理	
百十一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第四十二条第一項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令第六条の規定による報告の徴収	
百十二～百二十三 略	

別表第三、別表第六 略

七十八～百十 略
百十一 高齢者講習の運用に関する細目について（令和元年八月五日警察庁丁運発第六十八号警察庁交通局運転免許課長通達）に基づく講習の実施
百十二～百十七 略
百十八 運転免許に係る講習等に関する規則第七条第二項第四号の規定による講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査
百十九～百二十六 略

別表第十七（第四条、第六条関係）警察署長専決事項

事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
一～百四十六 略	
百四十七 道路交通法第百四条の四第五項及び第六項（これらの規定を同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付申請の受理及び交付	
百四十八～百八十一 略	

七十八～百十 略
百十一～百十六 略
百十七～百二十四 略

別表第十五（第四条、第六条関係）警察署長専決事項

事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
一～百四十六 略	
百四十七 道路交通法第百四条の四第五項の規定による運転経歴証明書の交付申請の受理及び同条第六項の規定による運転経歴証明書の交付	
百四十八～百八十一 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2(2020)年3月13日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

件名

I P R形移動用無線機（車載）ほか2品目

内訳

① I P R形移動用無線機（車載） 269式

② I P R形移動用無線機（携帯） 85式

③ I P R形オートバイ用無線機 9式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

- (3) 納入期限 令和3(2021)年1月29日(金)
 - (4) 納入場所 栃木県警察本部
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「C電気器具、カメラ類」、小分類「2通信機器」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
 - (3) 令和2(2020)年4月28日(火)において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 発注者の指定する日時及び場所に納品できること。
 - (5) 契約担当の求めに応じて栃木県警察職員の立会いのもとに、検査に応じられること。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8510 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県警察本部警務部会計課調度係 電話028-621-0110(内線2252)
 - (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和2(2020)年3月13日(金)から同年4月23日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
 - (3) 入札の日時及び場所
日時 令和2(2020)年4月28日(火) 午後1時30分
場所 栃木県警察本部8階第2会議室
ただし、郵送による入札書の受領期限は令和2(2020)年4月27日(月)午後5時までとし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。
 - (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
 - (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
 - (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札に参加しようとする品目が通信指令課が示す仕様等を満たすことを確認できる資料(カタログ等)を、令和2(2020)年4月24日(金)午前10時までに通信指令課に提出し、承認を受けなければならない。
 - (4) 審査 入札者が提出した(3)の書類について、通信指令課で示す仕様書の事項を満たし、使用目的等に適合するものと通信指令課長より承認を受けた入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
 - (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
 - (6) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 契約書作成の要否 要
 - (8) その他
 - ア 入札の変更等 令和2(2020)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
 - イ 仮契約の締結等 この入札による契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定による栃木県議会の議決を要するため、落札者は、落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、栃木県議会の議決を経た上で契約を確定する。

なお、栃木県議会の議決までの間に、競争に参加できるものの条件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しないことがある。契約を締結しない取扱いをした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① IPR type portable radio (adapting for car) : 269 set.
- ② IPR type portable radio (mobile type) : 85 set.
- ③ IPR type radio for motorcycle : 9 set.

(2) Time and Date of bidding:

In person : 1:30 p.m., april 28, 2020

By post : 5:00 p.m., april 27, 2020

(3) Information is available at:

Supplies and Furnishing Section,
Accounting Division,
Department of Police Administration
Tochigi Police Headquarters
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510
TEL 028-621-0110(extension 2252)

(警察本部会計課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 2 (2020) 年 3 月 13 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 2 (2020) 年度県議会広報紙「県議会とちぎ」制作業務委託
- (2) 業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 3 (2021) 年 3 月 31 日 (火) まで
- (4) 履行(納入)場所 栃木県議会議事堂(宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号)及び県議会事務局が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、印刷物類の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和 2 (2020) 年 3 月 24 日 (火) において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
栃木県議会事務局政策調査課 電話028-623-3772
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和 2 (2020) 年 3 月 24 日 (火) 午後 4 時 栃木県議会議事堂 4 階 第 2 委員会室
- (3) その他 入札説明書は、令和 2 (2020) 年 3 月 13 日 (金) から同月 23 日 (月) までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
 - ア 最低制限価格の有無 無
 - イ 詳細は、入札説明書による。

(議事事務局政策調査課)